

5-1 まちづくりの基本的な考え方

まちづくりの主役は住民であり、町を生産や活動の場とする事業者もまちづくりの重要な担い手です。都市計画マスタープランに基づく施策の推進に向けては、まちづくりの主役である住民、事業者、まちづくりの推進・調整主体である町(行政)が、お互いの役割を理解し、それぞれの主体的な役割のもと協働してまちづくりを推進していくことが必要となります。

(1) 住民の役割

今後の都市計画は、画一的な道路や公園等の都市施設の整備から、そこに住む住民の意志による地域の個性を活かした特色あるまちづくりへと、整備の重点が変化していくことが予想されます。広陵町においても、より安全で快適な住み良い環境を形成するためには、住民が身近な問題からまちづくりへの関心を深め、行政と協働し、まちづくり活動に積極的に参加することが求められます。

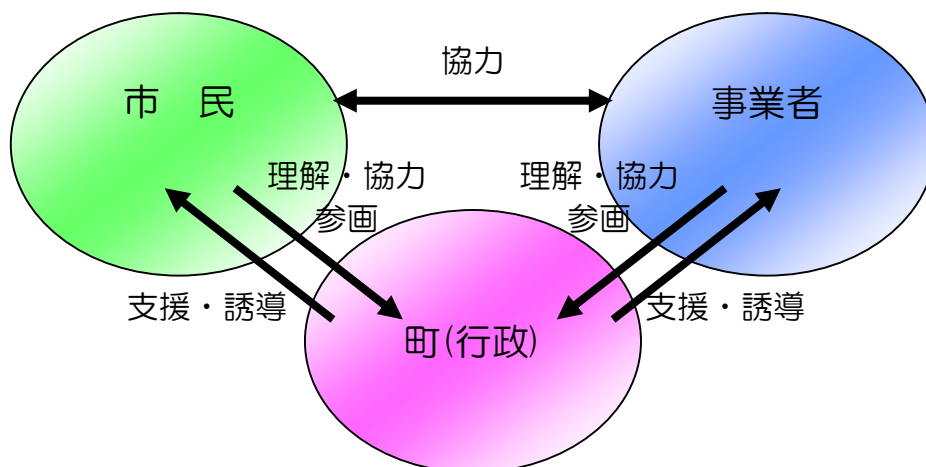
(2) 事業者の役割

町内で生産や活動を行う事業者においても、地域社会を構成する一員として、まちづくりへの積極的な参加が求められます。特に、商業施設や工場・物流施設の立地、周辺に配慮した事業環境の構築等は、地域のまちづくりと密接に関連するため、事業者においては、まちづくりの重要性を十分に理解し、積極的に協力・参画するなど社会的役割を果たす必要があります。

(3) 町(行政)の役割

町(行政)は、町が主体となって行う都市整備の事業を着実に展開するとともに、まちづくりに関する情報の提供、住民参加の場づくりなどを積極的に進めることによって、住民、事業者による地域主体のまちづくり活動を啓発、支援する役割があります。また、庁内において十分な調整を図るとともに、国や県、周辺市町との連携を取りながら、効率的にまちづくりを推進していくことが求められます。

図. まちづくりの実現化に向けた市民、事業者、町(行政)の関係イメージ



5-2 地域主体のまちづくりの推進

これからのまちづくりは、住民や事業者が参加し、地域が主体となって取り組むことが不可欠です。そのため、住民のまちづくり意識の啓発や情報提供等の環境づくりを進めるとともに、住民、事業者などの主体的なまちづくり参加に向けた人的、財政的支援などに努めるなど、地域主体のまちづくりを推進します。

(1) まちづくり意識の啓発

地域主体のまちづくりを推進するためには、まず、地域の住民・事業者に関心を持ってもらい、まちづくりに関する意識を啓発する必要があります。そのため、町のホームページ、広報誌の活用や、総合学習等を活用した学校教育の場、地域での説明会、イベントの開催などを通じて、まちづくりの話題や情報の提供など広報活動を行います。また、清掃や巡回などの地域ボランティアといった身近なまちづくり活動への参加を促し、まちづくりへの関心や参加の意識を高めます。

(2) まちづくりを担う組織づくり、人づくり

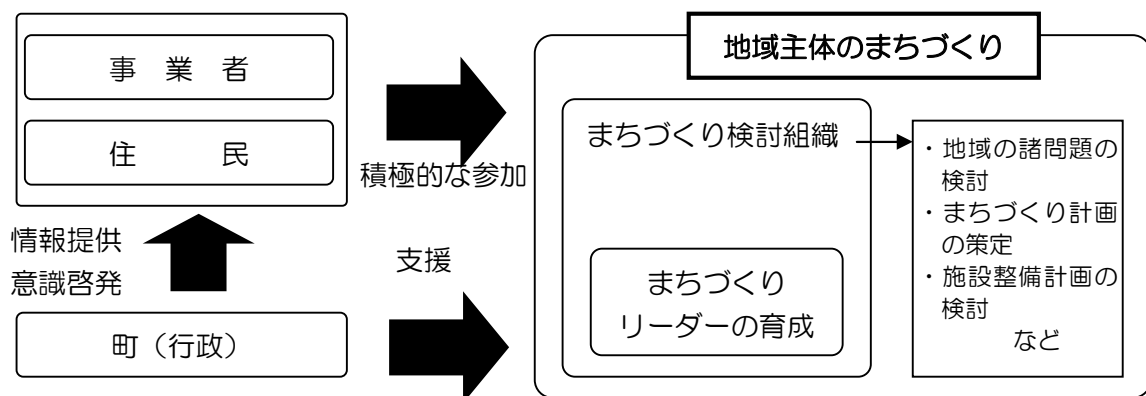
まちづくりへの住民・事業者の主体的な参加を促進するためには、自分たちのまちを自分たちでつくるという意識を明確にし、自らの取り組みがまちづくりの実現化(成果が形として現れる)に繋がる仕組みが必要となります。そのため、地域の諸問題の検討やまちづくり計画等の立案等に際して「まちづくり検討組織」を設立し、地域の住民や事業者の意見をまちづくりへ反映するとともに、将来的には地域におけるまちづくりの推進主体としての展開を図ります。

また、地域主体のまちづくりでは、その地域の活動において中心的役割を担う「地域まちづくりリーダー」の存在が重要になります。そのため、組織づくりと同時にまちづくりを担う人づくりにも努めます。

(3) まちづくり活動への人的、財政的支援

地域主体のまちづくり活動では、専門的な知識の不足、場所や開催費用の確保等、継続的な取り組みに際してさまざまな問題が生じる場合があります。そのため、専門的な知識を持ったまちづくりアドバイザーの派遣制度や、まちづくり活動に取り組む組織や団体等の円滑な活動をサポートするため、資料収集や会場借用などに関する助成制度の創設など、地域が主体となって取り組むまちづくり活動への人的、財政的支援に努めます。

図. 地域主体のまちづくりイメージ



5-3 計画的・効率的なまちづくりの展開

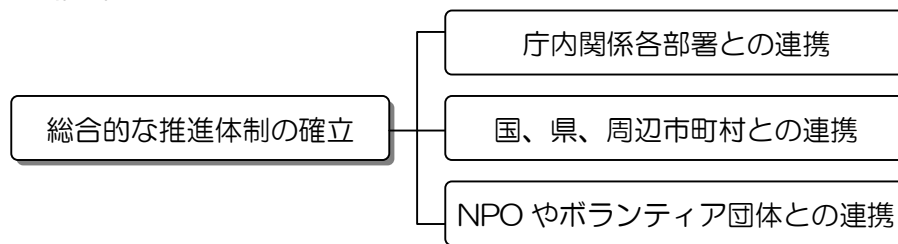
本計画の「まちづくりの整備方針」や「地域別まちづくり構想」において位置づけられたまちづくりを計画的に実施していくためには、限られた財源の中で効率的な事業実施に努める必要があります。このため、庁内における推進体制を確立し、国、県、周辺市町村などの関係機関や各種団体との連携をとりつつ、各種まちづくり事業制度の活用、事業の進捗状況の点検・評価などを行い、計画的・効率的なまちづくりを展開します。

(1) 総合的な推進体制の確立

まちづくりは、安全・快適な環境や利便性の向上など、都市計画以外の福祉、教育、文化、環境といった様々な分野にも幅広く関連します。そのため、庁内において、各関係部署との情報共有、相互連携を図るとともに、広域の骨格的な道路整備や拠点整備、面的な規制誘導の適用などにおいては、周辺市町村や国、県との連携を図り、効率的なまちづくりを推進します。

その他、各種NPOやボランティア団体等とも連携するなど、町と住民と各関係機関とが有機的なつながりを持ち、総合的にまちづくりを推進していく体制を確立します。

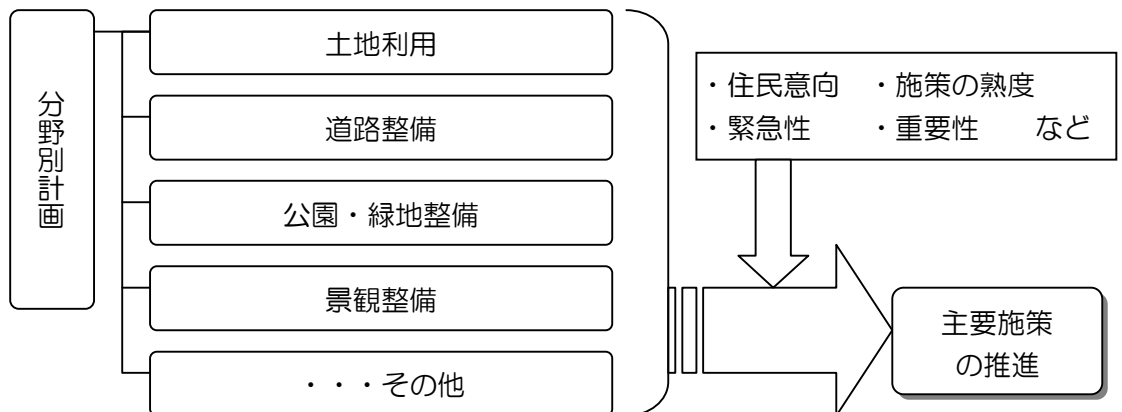
図. 総合的な推進体制のイメージ



(2) 分野別計画の策定と主要施策の推進

本計画で設定した「まちづくりの目標」や「地域別まちづくり構想」の実現化を図るためには、個別具体の事業の確実な推進が求められます。そのため、土地利用や道路、公園・緑地といった分野別の事業に関する基本・実施計画の策定を行うとともに、まちづくり検討組織における地域主体により検討されたまちづくり計画の内容や、実施に対する熱意の高まり、緊急性、重要性等の観点から主要施策を定めて優先的に実施することにより、事業の円滑な展開を図ります。

図. 分野別計画の策定と主要施策の推進イメージ



(3) まちづくり事業・制度の活用

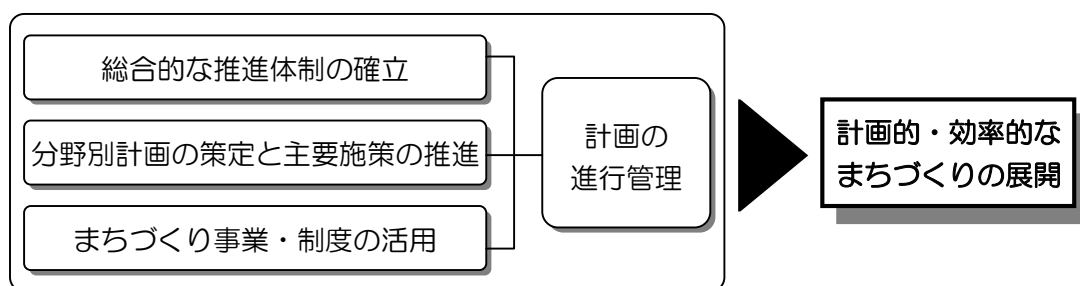
広陵町においては、市街化区域と市街化調整区域を分ける区域区分や、用途地域等の地域地区が設定されています。また、地域の住民自らが土地の利用方法や建物の建て方に関するルールを定める「地区計画」や「建築協定」のほか、「景観地区」の指定による規制・誘導方策など、地域主体で進める安全・快適な住みよい環境づくりに際しては様々な制度が用意されています。これらまちの個性を高める各種制度の積極的な活用を図りつつ、必要に応じて制度の拡充を図ります。

また、限られた財源のなかで効率的なまちづくりを推進していくため、国や県、各種関係機関によるまちづくりに関する各種の助成制度の積極的な活用や、民間資金等の導入についても検討していきます。

(4) 計画の進行管理

都市計画マスタープランに基づく広陵町のまちづくりの着実な実現化のためには、計画の進行管理が必要となります。計画策定後においても、定期的にまちづくりの進捗状況について、計画に照らし合わせて評価するとともに、上位計画となる総合計画の見直しや、市町村合併など広陵町を取り巻く社会経済状況等の変化に対応するため、必要に応じて内容の見直しを適宜行います。

図. 計画的・効率的なまちづくりの展開イメージ



(5) 短期的に着手する施策

計画的・効率的なまちづくりを展開していく中で、特に短期的に着手する施策として、以下について早急に進めていくこととします。

・都市計画道路の見直し

都市計画道路王寺・田原本・桜井線、大和高田・斑鳩線及び箸尾駅前線については、都市全体の道路ネットワークを再検討した上で、必要に応じて未整備路線の見直しや廃止を検討していきます。

・市街化調整区域の土地利用

以下に示す地域については、現状での開発圧力の高まりが高く、早急に土地利用及び整備方針について町としての方針を明確化し、国、県、周辺市町および関係各機関との調整を図る必要があるため、引き続き検討していきます。

地域(概ねの範囲)	土地利用の方向性(案)	主要な方策(活用手法)
大和高田・斑鳩線沿道及び周辺 (桜井・田原本・王寺線～中和幹線間)	周辺道路整備にともなう大規模施設を含む商業系・工業系の立地	<ul style="list-style-type: none"> ・地区計画の適用 ・土地区画整理事業による市街化
中和幹線南側沿道	都市軸となる中和幹線の利便性を活かした工業系の立地	
県道河合・大和高田線沿道及び周辺 (上田部・奥鳥井線沿道周辺)	道路ネットワークの利便性を活かした地域産業の立地	

■ 策定経緯

第1回 庁内検討委員会 (平成24年10月2日)

委員会の目的、策定体制、改訂スケジュール、まちづくりの課題

第2回 庁内検討委員会 (平成24年11月8日)

まちづくりの目標、都市整備の整備方針

第3回 庁内検討委員会 (平成25年1月18日)

地域別まちづくり構想、まちづくりの実現化方策

策定委員会

(平成25年2月12日)

(案のとりまとめ)

パブリックコメントの実施

(平成25年3月1日
～3月15日)

都市計画審議会

(平成25年3月28日)

広陵町都市計画マスタープラン改定



広陵町都市計画マスタープラン

〒635-8515 奈良県北葛城郡広陵町大字南郷583番地1
TEL:0745-55-1001 FAX:0745-55-1009

お問い合わせ先：広陵町 事業部 計画課

平成25年4月発行